

2004 年 1 月 23 日

外務大臣 川口 順子様
財務大臣 谷垣 禎一様
経済産業大臣 中川 昭一様
国際協力銀行総裁 篠沢 恭助様

マレーシアのパハン・セランゴール導水事業への 円借款供与決定の再考を求める要望書

マレーシアのパハン・セランゴール導水事業については、2003 年 3 月 31 日、日本政府からマレーシア政府に対し、820 億 4,000 万円¹という巨額の特別円借款を供与するとの交換公文が締結され、現在、国際協力銀行とマレーシア政府実施機関との間で借款契約に関する交渉が行なわれていると聞いています。しかし、同事業は依然としてその必要性に疑問が残されており、また、深刻な社会・環境への悪影響や適切な情報公開・協議の欠如など多くの問題点が指摘されてきました。私たちは、日本政府および国際協力銀行は、こうした問題の多い同事業へ巨額の円借款供与を行なう妥当性について十分な説明責任を果たしていないと考えます。同事業の問題点を再度慎重に審査し、同事業への円借款の供与を再検討するよう要請します。

私たちは、日本政府が同事業へ円借款供与を行なうことを決定したことについて、具体的に以下のような懸念を抱いています。

1. 本当に必要な事業なのか。
2. 国際協力銀行および世界ダム委員会のガイドラインを遵守していないのではないか。

これまでにマレーシアの NGO が事業者、日本政府および国際協力銀行へ提出した調査研究およびレターでは、同事業に関して、以下のような問題点が主に指摘されてきました²。

(1) 事業の必要性と代替案の可能性——水需要予測と水管理政策の不備——

事業者側は今後の水需要予測を理論的根拠にあげ、新たな水源開発の必要性から同事業の実施が必要であると説いています。しかし、

不明瞭な水需要予測

事業者は水需要予測の基データとしてあげている『国家水資源調査 (National Water Resources Study (NWRS))』³を公開していません。つまり、予測の方法論および算出の基となっている詳細なデータがこれまで明示されておらず、事業者は水需要予測が正当なものであることを証明できていません。

包括的な水需給管理政策・よりよい代替案の可能性

事業者は給水の代替案をいくつかあげ⁴、その上で同事業が必要であるとしています。一方、NGO は供給・需要両面から水管理政策を包括的に見直す必要があると主張してきました。供給面では、既存の上水道設備における約 40%⁵にものぼる無収水率を低下させるために老朽化した給水パイ

¹ 政府開発援助 (ODA) が開始されてから 50 年の間に行なわれたプロジェクト借款のうち、この供与額は最高額。

² このほか、貯水池の堆積とダムの寿命の問題、下流域への影響などの問題点も指摘されている。

³ マレーシア経済企画庁 (EPU) 主催のマルチ・ステークホルダー会合における事業者側の配布資料『Lampiran No. 26』。同資料によれば、同調査によって 2050 年までの水資源調査が行なわれている。

⁴ 『Lampiran No. 26』。

⁵ 『The Malaysia Water Industry Guide 2002. Water Supply Branch, Public Works Department and The Malaysian Water Association, Kuala Lumpur.』によれば、無収水率は 41.6 % と報告されており、主な原因として漏水および盗水をあげている。

プの修復や給水システムのコンピューター化を図るなど、また、需要面では、税率を利用した水道料金の改定など需要管理計画を充実させるなど、新たなダム建設による水需要の確保よりも経済的で、環境や社会への影響も最小限に食い止めることができる代替案を具体的に提示しています。

しかし、こうした代替案は十分な検討が行われていません。例えば、事業者は無収水率 36%⁶の削減策を提唱していますが、2020 年までの見込み削減率を 6%に設定していることに対して不備が指摘⁷されており、新たな水源開発の必要性については依然疑問が残されています。さらに、新たな水源開発が必要であると判断された場合でも、例えば、事業者側が高額である⁸ことを理由に除外してしまっている北部のペラック州とトレンガヌ州からの導水計画というオプションについて、NGO 側は生態系への影響や事業費を最小限に抑えられる⁹代替案であるとしており、パハン・セランゴール導水事業が新たな水源開発としてよりよい選択肢であるとするのは早計です。このように、包括的かつ適切な水需給管理政策、また、よりよい代替案についての十分な議論は行なわれないままです。

(2) 森林保護地域の水没と河川生態系の変化

水没予定地(4,090ha)に、希少な動植物の生息地であることが確認¹⁰されているラクム森林保護指定地域(うち 1,549ha が水没)が含まれており、また、この森林保護地域はクラウ禁猟指定地区と隣接しているため、この二つの地域を自由に行き交っている野生生物も数多くいます。魚類に関しても、少なくとも 40 種が確認されています。これらの影響に対する事業者の環境影響評価は明らかに不十分であったため¹¹、現在、事業者が追加調査を行なっている段階です。しかし、その追加調査は事業の実施を前提としており、もっぱら環境管理計画の策定をその目的としている¹²ため、追加調査で重大な環境影響等が明らかになった場合でも、事業が中止されることはありません。

(3) 先住民族の移転

同事業のために先住民族オラン・アスリのテムアン一族 325 名の住む一つの村全体¹³が移住させられる予定ですが、事業者側はテムアンの人々が事業に同意していると主張しています。しかし、テムアンの人々は移転しないという選択肢がないために移転に同意せざるをえなかった状況が報告されています¹⁴。また、彼らの移転場所や移転後の生計手段は協議もなされないまま、事業者が選定してきたことも指摘されています¹⁵。このように、テムアンの人々の十分な情報に基づく事前の自発的同意も、補償計画への立案段階での参加の機会も確保されておらず、先住民族オラン・アスリの人々に対する明らかな人権侵害がみられます。

⁶ 『Lampiran No. 26』、脚注 5 の文献とは異なる報告をしている。

⁷ Sahabat Alam Malaysia (SAM) (FoE Malaysia) がマレーシア政府諸機関に提出した『Reforming Water Management in Selangor : Addressing Issues on System Loss, Demand Management and Other Conservation Strategies』(2003 年 2 月 11 日)。先進国の無収水率が通常 15～20%であるのに対し、マレーシア政府が 2020 年の無収水率を 30%に設定していることを非難。

⁸ 事業者側は『Lampiran No. 26』のなかで、事業費を約 35 億マレーシア・リングギから 117 億リングギと概算している。(2004 年 1 月時点で 1 マレーシア・リングギ=約 28 円)

⁹ 『Development Disasters, RWESA, IRN, FoE Japan(March 2003)』によれば、SAM (FoE Malaysia) は 7 億 4000 万マレーシア・リングギから 30 億リングギと概算。

¹⁰ 88 種の植物(うち 16 種は薬効をもつ)、11 種の大型哺乳類、22 種の小型哺乳類、147 種の鳥類、15 種の爬虫類(徹底した保護を受けているキングコブラなど)。

¹¹ 動物相および淡水漁業に関する環境影響評価とともに、調査期間は 2 週間のみ。環境影響評価のなかでも、調査期間の不十分さについて言及されているが、マレーシア環境省は 2001 年 2 月 24 日に環境影響評価を承認。

¹² マレーシア公共事業省が Center for Orang Asli Concerns (COAC)、SOS Selangor、WWF Malaysia に対し返答した書簡(2003 年 6 月 6 日)。

¹³ テムアンの人々の村 Kampung Sungei Temir は水没しない。

¹⁴ COAC の環境影響評価に対するコメント(2000 年 11 月 9 日)および COAC が FoE Japan に宛てた意見書(2002 年 8 月 7 日)。

¹⁵ COAC の EIA に対するコメント(2000 年 11 月 9 日)。

(4) 合意形成プロセスと情報公開の不備

合意形成プロセスへの参加の欠如

2000 年 10 月に事業者による環境影響評価(EIA)が公開されて、同年 11 月にマレーシアの NGO らが EIA に対するコメントを提出した後、地域住民・現地 NGO が政府レベルの会合に招待されたのは 2002 年 3 月のマルチ・ステークホルダー会合が初めてでした。しかし、同事業の EIA はステークホルダーとの会合が持たれる以前の 2001 年 2 月に承認されています。つまり、市民グループは同事業に係る重要な意思決定のプロセスに参加できる機会を与えられませんでした。

先住民族の十分な情報に基づく事前の自発的同意の欠如(上述(3)を参照。)

マルチ・ステークホルダー会合の形骸化

2002 年 3 月以来、マレーシア経済企画庁と公共事業省が各々開催する会合が行なわれてきました。しかし、必要な情報が開示されない、議論の継続性がない、あるいは、会合の適切な議事録が策定されないなど、事業の問題点についてじっくり話し合えるようなプロセスがとられていません。こうしたなか、このような意味のない会合への出席をボイコットする NGO も出てきており、参加型プロセスの形骸化が見られます。

日本政府は、(1)の問題点について、「今後も水需要は高い増加が予測¹⁶されているが、同州における新たな水源の開発は困難な状況にある」ため、「開発可能な水源を有する隣州(パハン州)に導水トンネル・ダム等を建設し、同州に対する約 230 万立米/日の導水を可能ならしめるものとする¹⁷」としていますが、その見解の理論的根拠¹⁸となる詳細なデータや文書を公開していません¹⁹。また、「本件計画の環境面・社会面への影響については、移転住民への適切な対応、生態系への配慮等のための対策が適切に講じられることとなっている²⁰」との見解も示していますが、上述した問題点について適切な対策を行なうために不可欠な議論(適切な協議方法についての議論も含む)がマレーシア国内で十分に行なわれているとは言いがたく、このまま同事業の借款契約が締結され事業が推進されれば、以下の点で、国際協力銀行環境社会配慮ガイドライン²¹、また、国際的な基準やグッドプラクティスは満たされないことになります。

(1) ニーズと代替手段の評価

世界ダム委員会(WCD)および国際協力銀行の新しいガイドラインでは、どのような事業においても、融資を決定する前に、代替案について十分な検討がなされるべきとの規定があります²²。また、WCD によれば、事業の必要性を十分かつ包括的に分析し、それに基づいて、この代替案が評価されなければなりません。

(2) 影響を受ける先住民族の十分な情報に基づく事前の自発的同意

WCD は、先住民族の人々に影響を及ぼす可能性のある事業は、正式なものであらうとなかろうと幅広い代表を通してなされる、先住民族の十分な情報に基づく事前の自発的同意によって進められるべきであると明示しています。

¹⁶ 2002 年 5 月 17 日付の国際協力銀行の資料によれば、今後毎年約 6%の水需要増加率を見込んでいる。(同資料は、同日、FoE Japan と国際協力銀行との同事業に係る会合の席で配布されたもの。)

¹⁷ 外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/siryo/siryo_5/h_14/y030331_2.html)

¹⁸ 国際協力銀行は、上述の会合(2002 年 5 月 17 日)において FoE Japan に対し、マレーシア政府の水需給調査を案件形成促進調査(SAPROF)でレビューしたと回答。

¹⁹ たとえば、「パハン・セランゴール導水事業 E/S に係る案件形成促進調査(SAPROF)最終報告書」については、FoE Japan が情報公開法に基づき、これまでに 2 度開示請求を行なったが、不開示とされている。現在、FoE Japan は国際協力銀行に対し、この不開示決定に対する異議申立てを行なっている。

²⁰ 外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/siryo/siryo_5/h_14/y030331_2.html)

²¹ 同事業の融資要請が 2002 年 10 月以前になされているため、『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』(2002 年 4 月制定)は公式的には適用されず、『円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン』が適用されることとなる。新しいガイドラインについて、国際協力銀行は上述の会合(2002 年 5 月 17 日)において FoE Japan に対し、新ガイドラインの精神は尊重すると回答している。

²² 国際協力銀行の旧ガイドラインでは、事業の計画策定段階で移転住民数が必要最小限になるように代替案の慎重な検討がなされるべきとの規定がある。

(3) 協議と情報公開

国際協力銀行の新しいガイドラインでは、事業の代替案が検討される初期の段階から情報公開を行なうことで、ステークホルダーとの十分な協議の場を確保するように規定されています。

以上から、私たちは、同事業への円借款供与の妥当性について日本国内での十分な議論がなされないまま、必要のない事業、また、国内外の社会・環境基準を満たさない事業に円借款が供与されるのではないかと強い危惧の念を禁じえません。日本政府は同事業に関するデータや文書などの情報を速やかに公開し、幅広く意見交換を行なう必要があると考えます。マレーシア実施機関と借款契約を締結する前に、同事業への円借款供与の妥当性について、日本政府および国際協力銀行が十分な説明責任を果たすとともに、同事業の問題点を再度慎重に審査し、十分な透明性を確保したプロセスの中で同事業への円借款供与の是非を再検討することを強く求めます。

以上

連絡先：

国際環境 NGO FoE Japan

開発金融と環境プログラム

波多江 秀枝

【賛同団体・個人】

(24 団体 / 124 個人)

(団体賛同)

アイヌとシサムのウコチャランケを実現させる会 (青木茂)
アジア開発銀行福岡 NGO フォーラム (吾郷健二)
イルカ&クジラ・アクション・ネットワーク (倉澤七生)
WOLF-PALS in JAPAN (斉藤敦子)
美しい球磨川を守る市民の会 (熊本県) (出水晃)
AM ネット (神田浩史)
エコウェーブおかやま (高瀬喜与江)
ODA WATCHERS (坂元一美)
ODA 改革ネットワーク (九州・関西・中部・東京)
国際環境 NGO FoE Japan (岡崎時春)
国際青年環境 NGO A SEED JAPAN (物江陽子)
コトパン・サポーターズ京都 (山沖直樹)
債務と貧困を考えるジュビリー九州 (寺嶋悠、高丸正人、大倉純子)
相模川キャンペーンシンポジウム (神奈川県相模原市)
「環境・持続社会」研究センター (JACSES) (古沢広祐)
水源開発問題全国連絡会 (嶋津暉之、遠藤保男)
先住民族の 10 年市民連絡会 (東京都杉並区高円寺南)
地球生物会議 (A L I V E) (野上ふさ子)
はてみ (斉藤まや)
フィリピン情報センター・ナゴヤ (NCPC) (池住圭)
フリーペーパー「シナプス」 (徳重紀子)
北限のジュゴンを見守る会 (鈴木雅子)
マレーシアの人権問題を考える会 (大塚照代)
メコン・ウォッチ (松本悟)

(以下、個人賛同 124 名)